

「子どもの権利条約」

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、基本的人権が子どもに保障されるよう国際的に定めた約束ごとのことです。世界中の子どもが、健康的に安心して自分らしく豊かな子ども時代をおくれるように願い、世界の国々がともにつくりました。この条約には54条あります。

子どもの権利条約に書かれた権利は、大きく4つに分けられます。

生存（生きる権利）



子どもには病気やけがをしたら、適切な治療を受けられる権利があります。子どもは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

関連する主な条項（第6,24,25,26,27条）

発達（育つ権利）



子どもには教育を受ける権利があります。また、休んだり遊んだりする権利や、自分らしく成長するために、様々な情報を得て、自分の考えや信じる事が守られる権利があります。

関連する主な条項（第7,8,9,10,11,18,21,28,29,31条）

保護（守られる権利）



子どもにはあらゆる種類の差別や虐待、暴力、から守られる権利があります。紛争下の子ども、障害のある子ども、少数民族や先住民族の子どもなどは特別に守られる権利をもっています。

関連する主な条項（第19,20,22,23,30,32,33,34,35,36,37,38,39,40条）

参加（参加する権利）



子どもには、自分の関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動する権利があります。他の人の権利を侵害したりしないようにそのときは、注意する必要があります。

関連する主な条項（第12,13,14,15,16,17,31条）

子どもの権利条約（フリー・ザ・チルドレン・ジャパン翻訳版）

1989年国連で採択 1990年国際条約として発効 日本は4月22日に批准し、1994年5月22日に発効

前文

子どもには「権利」があるってことを、きみは知っているかな？「権利」は、すべての子どもに保障されるべきもので、すべての子どもが生まれながらに持っているとても大切なものなんだ。だから、一緒に子どもにはどんな「権利」があるのかこれから見ていこう。ここでは、世界中の子どもが健康的に安心して自分らしく過ごせることを願って、世界の国々が集まって1989年につくった「子どもの権利条約」の内容について紹介していくよ。ここで紹介する「子どもの権利」のひとつひとつの条文はどれも同じように大切で、どれ一つ欠けてもいけないんだよ。きみたち子どもが、子どもの権利の内容を知って、自分以外の子どもにも権利があることを理解して、きみが権利を使いながら有意義な自分らしい生活を送れることを願っているよ。

第1条 18歳になるまではみんな子ども。

第2条 世界中の全ての子どもに、権利がある。だから、差別はダメ。

第3条 子どもにとっていちばんいいことを。

第4条 国には、「子どもの権利条約」を守る責任がある。

第5条 父さんやお母さんには大切な役割がある。

第6条 きみには、生きる権利がある。

第7条 だれにでも名前や国籍がある。

第8条 きみは、世界で特別な一人。

第9条 子どもには、親と暮らす権利がある。

第10条 おやちがくにす 親と違う国に住んでいても、会うことや一緒に住む権利がある。

第11条 おや 親の勝手で違う国に連れて行かれない権利がある。

第12条 きみには自分の意見や気持ちを周りに伝える権利がある。

第13条 きみには自分の考えや思いを表現する権利がある。

第14条 きみには何かを信じる自由がある。

第15条 仲間が集まる権利がある。

第16条 自分の秘密を守る権利がある。

第17条 知りたいことを知る権利がある。

第18条 お父さんとお母さん両方に子どもを育てる責任がある。

第19条 子どもは親から暴力や暴言を受けない権利がある。

第20条 家庭で暮らせない子どもへの支援。

第21条 養子になる子どものことを第一に。

第22条 自分の国にいらなくなった子どもへの支援

第23条 障害のある子どもへの支援。

第24条 病気になったら治療を受けられる。

第25条 入院したり施設で安全で安心なを送る権利がある。

第26条 生活が苦しい家庭の子どもへの支援。

第27条 人間らしく生きる権利がある。

第28条 きみには、教育を受ける権利がある。

第29条 子どもが大切にされる教育を。

第30条 色々な文化があっていい！

第31条 遊んだり休んだりする権利がある。

第32条 害のある仕事から守られる権利がある。

第33条 危険な薬から守られる権利がある。

第34条 性的な暴力から守られる権利がある。

第35条 誘拐から守られる権利がある。

第36条 子どもに害のあることはすべて禁止！

第37条 子どもへの死刑やごうもんは禁止。

第38条 戦争から守られる権利がある。

第39条 傷ついた子どもを元気に。

第40条 子どもを裁く時は特別な心くばりを。

第41条 この条約より良い法律はそのままで。

第42条 子どもの権利をみんなに伝えよう！

第43条～第54条 国や国際機関の役割。

2030年に向けて、世界が合意した「持続可能な開発目標」

監訳 フリー・ザ・チルドレン・ジャパン



世界中の、あらゆる形の貧困を終わらせる

- ・貧しく弱い立場にある人々を支えるためにも、医療などの必要なサービスを受けられるようにする
- ・貧しい人が、仕事や土地を得られ、新しい技術を使い、会社を創ることが出来るようお金や人材などを使う



飢(う)えを無くし、安定した食料を手に入れられるよう、地球の環境を守り続けながら農業を進めよう

- ・安全で栄養のある食料が一年中手に入るようにして、栄養不良をなくす
- ・環境に配慮して、農業の生産量を増やし、小さい農家の収入を増やす



すべての人が健康で幸せな生活を送れるようにする

- ・赤ちゃんや5歳未満の子どもが亡くなる数を減らす
- ・大気汚染や水質汚染、土壌汚染などが原因で命を落としたり病気になる人を減らす



すべての人が公平に、良い教育を受けられるように、また一生に渡って学習できる機会を広める

- ・すべての人が基礎教育(小中学校)を受けられるようにする、教育の環境を整える
- ・若者や大人がより良い仕事を得られるように職業訓練などの教育を受けられるようにする



男女平等を実現し、すべての女性と女の子の能力を伸ばし可能性を広げよう

- ・女性に対するあらゆる種類の差別を、世界のどの場所においてもなくす
- ・男女が平等になるような政策や法律をつくるようにする



すべての人が安全な水とトイレを利用できるようにし自分たちでずっと管理していけるようにしよう

- ・すべての人が安全な水を使えるようにする
- ・トイレの設置など、安全な方法での下水処理などの衛生設備が整った環境で暮らせるようにする



すべての人が、安く安全で近代的なエネルギーをずっと利用できるようにしよう

- ・より良い技術を使い、価格が安く安定して発電できる近代的なエネルギー(炭などではなく、電気やガスなど)をすべての人が使えるようにする
- ・石油や石炭など一度しか使えないエネルギー源ではなく、再生可能エネルギーの使用を世界中で増やしていく



自然資源を守り、児童労働や子ども兵士を無くし、すべての人が人間らしく生産的な仕事ができる社会を作ろう

- ・障害者、移民労働者、若者、男性、女性などすべての人が安全に働ける環境をつくる
- ・すべての種類の児童労働や子ども兵士の問題を解決する



災害に強いインフラを整え、新しい技術を開発し、みんなに役立つ安定した産業化を進めよう

- ・持続可能で、災害に強いインフラ(水道やインターネットなど)をつくり、安全な暮らしを支援する
- ・それぞれの国や小さいビジネスにも、お金を貸したり技術の支援を行う



世界中から不平等を減らそう

- ・特定のグループを差別するような法律や習慣をなくす
- ・不利な立場にある人を守るような法律や政策を取り入れる



すべての人が受け入れられ、ずっと安全に暮らせるまちと地域をつくる

- ・特に子どもや女性、弱い立場にある人々にとって、安全で使いやすい公共機関をつくる
- ・自分たちのまちをよりよくするための話し合いや計画作りに、地域の人々が参加できるようにする



生産者も消費者も、地球の環境と人々の健康を守るよう、責任ある行動をとろう

- ・3Rを通して、ごみを減らす。空気や水、土を汚さずに、有害なごみが管理されるようにする
- ・捨てられる食べ物の量を、人と企業が協力し、世界全体で半分にする



気候変動から地球を守るために、今すぐ行動を起こそう

- ・気候変動が原因の災害や自然災害に対して、きちんと備える
- ・政府は、気候変動の問題に取り組み、そのために国の予算も使う



海の資源を守り、大切に使う

- ・海の汚染の多くは、陸上の人間の活動が原因。海の汚染を減らす
- ・魚のとりすぎなど、海の環境を破壊するような違法な魚のとり方を禁止する法律を作る



陸の豊かさを守り、砂漠化を防いで、多様な生物が生きられるように大切に使う

- ・砂漠や熱帯雨林などのエコシステム(バランスのよい生態系)を守る
- ・森林破壊を減らし、木を植える。絶滅しようとする植物や動物を守る



平和でだれもが受け入れられ、すべての人が法や制度で守られる社会をつくらう

- ・紛争テロ、暴力や虐待、人身取引などをなくすよう、制度を強化する。司法や情報を無料で得られるようにする
- ・政府が物事を決めるとき国民の意見を聞く。子どもや若者に影響を与える法律を作るときは対象者に意見を聞く



世界のすべての人がみんなで協力しあい、これらの目標を達成しよう

- ・2030年までに目標を達成できるよう、すべての国が政策の中に「グローバル目標」を取り入れ、予算を割く
- ・先進国は発展途上国が目標を達成できるように支援をおこなわなければならない

